

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について（新旧対照表）

新	旧
<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> 一部改正 国自安第 104号 国自貨第 55号 平成27年 8月12日 </div> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。</p> <p>なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細</p>	<p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">自動車局安全政策課長 自動車局貨物課長 自動車局整備課長</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について</p> <p>鉄道事業法等の一部を改正する法律（平成14年法律第77号）が平成15年4月1日から施行されることに伴い、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号。以下「規則」という。）について見直しが行われたところであるが、これに併せ、過去の通達により周知徹底されてきた各規定の趣旨及び施行に当たっての留意点のうち、現在もその意義を有しているもの並びに今回の見直しにおいて改正された規定のうち重要なものの趣旨及び施行に当たっての留意点について整理の上、下記のとおりとりまとめたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれない。</p> <p>なお、本通達の制定に伴い、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の細</p>

部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第2条の8 (略)

第3条1.～2. (略)

3. 第4項関係(別紙1参照)

(1)～(4) (略)

(5)勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、原則としてフェリー乗船時間とする。

4.～7. (略)

第4条～第31条 (略)

附 則(略)

附 則(平成27年8月12日付け国自安第104号、国自貨第55号)改正後の通達は、平成27年9月1日から施行する。

部取扱について」(平成2年9月20日付け貨技第88号。以下「旧通達」という。)は、本年3月31日限りで廃止する。

記

第2条の2～第2条の8 (略)

第3条1.～2. (略)

3. 第4項関係(別紙1参照)

(1)～(4) (略)

(5)勤務時間等基準告示中「改善基準告示において厚生労働省労働基準局長の定めるフェリーに乗船する場合における休息期間」とは、特例通達の4(1)に基づき、フェリー乗船時間から2時間(フェリー乗船時間が2時間未満の場合には、その時間)を差し引いた時間とする。

4.～7. (略)

第4条～第31条 (略)

附則(略)